



事業主様各位



次世代育成支援対策推進法～改正！～

少子高齢化のますますの進展に伴い、子どもを産みやすく、育てやすい環境づくりが推進されています。このような中、次世代育成支援対策推進法(以下、次世代法)が改正され、一般事業主行動計画(以下、行動計画)の作成・届出等をしなければならない企業の範囲が拡大されます。従業員数に応じて異なりますので、ご確認ください。H21.4.1から順を追っての施行となります。

1. 一般事業主行動計画とは？

次世代法に基づき、事業主に対して策定・届出が求められている計画書。労働者が仕事と子育てを両立させるための行動計画()を定めるもの。

必要な要件をクリアして認定を受けると、専用のマーク(くるみん)を自社の広告・商品等につけることができる。企業イメージアップにもひと役貢献。

次世代育成支援対策推進法(次世代法)とは・

急速な少子化の進行、家庭・地域環境を取り巻く変化に対し、子どもが健やかに育つ社会の形成を目的として平成15年に成立。

2. 対象企業の範囲

以下の表中で義務の範囲に該当した場合には、労働局へ行動計画を提出する必要があります。

行動計画の策定・届出対象企業(H23.4.1施行)

従業員数	現在
301人以上	義務
101人以上～300人以下	努力義務
100人以下	

301人以上 101人以上へ拡大



H23.4.1～
義務
義務
努力義務

行動計画とは・

(目標例)

- ・妊娠中、後における配慮
 - ・ノーマル残業デーの導入
 - ・有給休暇の取得促進
- 等、企業の実情にあったもの

行動計画の公表・従業員への周知対象(H21.4.1施行)

従業員数	現在
301人以上	規定なし
101人以上～300人以下	
100人以下	

301人以上 101人以上へ、段階的に拡大



H21.4.1～
義務
努力義務



H23.4.1～
義務
義務
努力義務

この件に関するお問合せにつきましては、下記の連絡先までお願いします。

名南経営センターグループ 名南労務管理総合事務所

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮 2-3-18 名南経営本館 3階

電話：052-683-7538 FAX：052-683-1185

<http://www.roumu.com/>